

Ⅱ－１．厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書 1

子育て支援等の実態調査、保育経営実態調査実施に向けての
フォーカスグループインタビュー調査並びに子育て支援の政策的展開に関する研究

研究代表者 藤林 慶子（東洋大学社会学部社会福祉学科教授）
研究協力者 我謝美左子（日本社会事業大学通信教育科社会福祉士養成課程主任）
研究協力者 廣井 雄一（國學院大學幼児教育専門学校講師）
研究協力者 永野 咲（日本子ども家庭総合研究所非常勤研究員）

研究要旨

本研究は、①保育所の親支援についての実態分析等、②保育経営実態調査実施のためのフォーカスグループインタビュー調査、③親支援施策についての政策展開研究の3つの調査研究を行った。これらの研究の全体的な目的は、次世代育成のための様々な政策改革が推進されようとしている現段階において、一つには親支援の現状と課題を明らかにすることであり、もう一つは来年度実施予定の保育経営実態調査の調査票作成のための基礎資料を作成することであった。

①保育所における保護者支援の実態と課題に関する研究では、保育におけるソーシャルワーク機能の必要性と困難事例に対応するシステムの必要性とそれを誰が担うのかについての問題提起等を行った。②保育経営実態調査票案作成に向けてのフォーカスグループインタビュー調査では、保育独自の項目設定の必要性や新たな報酬の創設要望等が出された、③保育所の保護者支援の政策的展開に関する研究では、我が国における保護者支援の政策がどのように変化したかを明らかにし、今後の政策展開の基礎資料を作成した。

A. 全体の研究目的

本研究は、今年度は①保育所の親支援についての実態分析等、②保育経営実態調査実施のためのフォーカスグループインタビュー調査、③親支援施策についての政策展開研究の3つの調査研究を行った。これらの研究の全体的な目的は、次世代育成のための様々な政策改革が推進されようとしている現段階において、一つには親支援の現状と課題を明らかにすることであり、もう一つは来年度実施予定の保育経営実態調査の調査票作成のための基礎資料を作成することであった。

昨年度から、親支援、保護者支援というキーワードで研究を行ってきたが、今年度はそれに加えて、計画にあるように保育所等の経済的状況の把握のために、施設長に対するフォーカスグループインタビュー調査を新たに実施した。

1 保育所における保護者支援の実態と課題に関する研究

A. 研究目的

昨年度は保育所の施設長等を対象としての子育て支援をどのように捉えているか意識調査を行った。意識調査からは、ソーシャルワークをどのように捉えているかを明らかにすることはできなかった。また、保護者支援における困難事例について適切なコンサルタントやスーパービジョンが行われているのかを明らかにすることが課題となった。

そこで、今年度は、保育所で意識されているソーシャルワーク機能や保護者支援における困難事例に対するシステムに着目して、保育所における保護者支援の実態を明らかにし、課題と今後のあり方を検討することを目的とする。

B. 研究方法

1. 質問紙調査とその概要

A市の民間の認可保育所を対象とし、以下の通り質問紙調査を実施した。

まず、保育所で行っている入所している保護者に対する保護者支援及び地域の子育て家庭に対する保護者支援の業務についてそれぞれたずねた。次に、困難なケースを対応する際の保育所での対応を把握するため、保護者支援における困難なケースの内容をたずねた。そして、保育所内外でのスーパービジョンやコンサルタントの実態を把握するため、解決に向けた相談のシステムについてたずねた。また、保育におけるソーシャルワーク機能についての捉え方を把握するために、保育所で果たしていると思われるソーシャルワーク機能についてたずね、よりソーシャルワーク機能を果たすためのサポートの必要性についてたずねた。

平成24年1月にA市の民間の認可保育所が加盟している団体の加盟施設49施設に郵送法により配布し、回収した。回収数は20施設（有効回答数は20施設）であった。回収率は40.8%であった。

2. 倫理的配慮

本調査では倫理的配慮を図るため、調査票を郵送する前に、A市民間の認可保育所が加盟する団体の園長会に調査員が出向き、本調査についての趣旨説明及び、調査への参加は自由意志であり参加しなくても不利益が生じないこと、無記名であり個人が特定されないこと、得られたデータを研究以外に利用しないことなど倫理的配慮事項について十分に説明し、同意する対象者のみが、回答するよう協力依頼を行った。なお、本調査は東洋大学福祉社会デザイン研究科研究等倫理委員会の承認を得て実施した。

C. 研究結果

1. 保育所における保護者支援の業務

保育所における保護者支援の業務について、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援に分けて、それらの保護者支援の業務についてたず

ねた（自由記述）。

（１）保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

入所している子どもの保護者に対する支援は大きく分けて３つであった。一つ目の支援は、保育所での子どもの様子を様々な機会（連絡帳、送迎時、個別面談、懇談会、クラスだより等）。を設けて伝えていくことであった。二つ目の支援は保護者に日常の保育や行事等に参加することを促すことであった。三つ目の支援は保護者からの相談を受けることであった。相談内容は発達、食事（離乳食・アレルギー等）、子育て（躾）、家庭内の事情に関することが挙げられた。発達に関しては、発達の問題を早期発見し、専門機関へつなげることを意識している施設もあった。

それら主なものの他に保護者が体調不良の際、「洗濯その他を園で行う」や「迎えに来られない時に送り届ける」と回答する施設もあった。

（２）地域における子育て支援

地域における子育て支援は二つに分けることができた。一つは保育所に来る利用者に対する支援である。内容としては、一時預かり事業、施設開放や絵本や玩具等の備品の貸し出し、育児相談、園行事への参加の呼びかけなどが挙げられた。

もう一つは保育士が出向く支援である。対象となった市では認可保育所が合同で「あそびの広場」を実施し、そこへ保育士を派遣し、絵本や玩具を貸し出している。他には、依頼によって育児サークルへの保育士の派遣、玩具等の貸し出しを行い、育児サークルの支援も行っていた。また、具体的な方法は記載されていないものの、地域の関係機関と連携し、要保護児童への対応することや、民生児童委員や地域団体と情報交換をしているとの回答も見られた。

２．保護者支援における困難事例

保護者支援をしていて困難だと感じるこの内容についてたずねた（自由記述）。保育士等が困難に感じている内容は、以下の四つの内容に分類できた。

（１）保護者の養育能力や養育態度による支援の困難さ

保護者の子ども（子育て）への意識や関心が低く、保護者の養育能力や養育態度から生じる支援の困難さが指摘された。生活リズムや食生活の乱れ、発達過程に対する理解の希薄さによる過保護と放任、虐待が疑われる養育態度などが挙げられた。

（２）保護者の訴えによる支援の困難さ

保護者の過度な訴えや拒否から生じる支援の困難さが指摘された。クレーム対応、子どもの福祉につながらない利用の権利主張、受け止めてほしい保護者、障害の認定を拒む、保育士の助言を受け入れられないなどが挙げられた。

（３）家庭の状況から生じる支援の困難さ

保護者や家庭の状況から生じる支援の困難さが指摘された。夫婦間の問題、保護者の疾患（精神疾患等）、貧困などが挙げられた。

（４）支援体制を原因とする支援の困難さ

支援をする保育所や専門機関の体制が不十分なことから生じる支援の困難さが指摘され

た。十分に対応できるだけの保育士の人数の不足、保育士の専門的知識の不足、専門機関の専門職の人数が不足し、すぐに対応してもらえないなどが挙げられた。

3. スーパービジョン、コンサルタントを受ける機会と助言を求める内容

(1) 助言を受ける相手

保護者支援を行う際に解決に向けた過程で助言が受けられるシステムがあるかたずねた。「施設長、副施設長」と回答した施設、「他の機関・専門職」と回答した施設がそれぞれ16施設であった。次に、「主任保育士」と回答した施設が15施設であった(図表1)。

「相談担当職員」と回答した施設については、相談担当職員の職種についてもたずねた。職種は家庭児童相談員と記載されていた。ただし、回答から施設の内部(常勤・非常勤)の職員か外部の職員か読み取ることはできなかった。

図表1. 助言を受ける相手(複数回答可)

助言を受ける相手	回答数
1. それぞれで解決	2
2. 他の保育士	8
3. 主任保育士	15
4. 相談担当職員	1
5. 施設長、副施設長	16
6. 他の機関・専門職	16
7. その他	1

(2) 施設ごとの選択数

「それぞれで解決」と回答した施設であっても他の選択肢を選択していた。また、1つだけ選択した施設の選択肢は「他の機関・専門職」であった。したがって、助言を求める相手がいない施設はなかった(表2)。

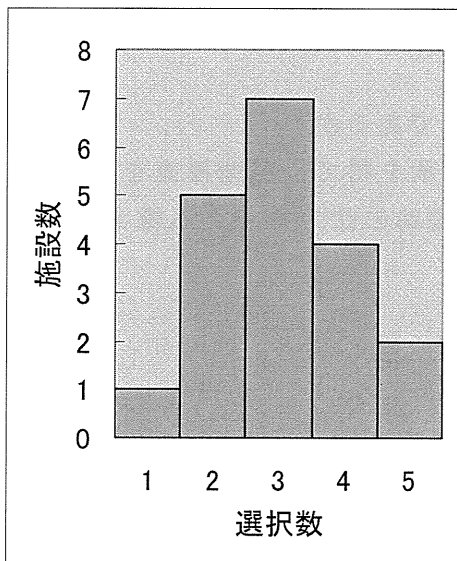
(3) 助言をうける他の機関・専門職

「他の機関・専門職」の具体的な機関や専門職の内容は次の通りである。

他の機関に関する記述は、療育センター、市の発達相談センター、養護学校、病院、児童相談所、家庭児童相談室、発達相談、巡回相談、保育係であった。相談内容については後述する。

専門職に関する記述は、小児科医・医師、保健師等、児童相談所支援専門員、発達支援相談員、臨床心理士等であった。

図表2. 助言を受ける相手(施設ごとの選択数)



(4) 他の機関・専門職に助言を求める内容

保育所で保護者支援を行う過程で、他の機関や専門職に助言を求める際、どのような内容の時に助言を求めるのかたずねた（自由記述）。回答があったのは、16施設で、31の意見が記載されていた。内容については主に3つにまとめることができた（図表3）。一つ目は子どもの発達や障害とその援助方法に関する内容（17）であった。二つ目は家族や保護者の状況に関する内容（8）であった。三つ目は虐待（5）に関する内容であった。その他、いずれにも分類できない内容（2）もあった。

図表3. 助言を求める内容

子どもの発達や障がいとその援助方法に関する内容（17）

- ・吃音などのこと
- ・他の子と比べて、心配と訴えたこと
- ・子どもの成長のことについて
- ・障害のありそうな子
- ・発達に関して（障がい）
- ・発達支援（診断と援助方法）
- ・障害を含め発達に関するケース
- ・発達に心配のある子どもとその保護者への対応について
- ・成長、発達上の課題が見られた場合
- ・子どもの発達上に課題が見られる場合
- ・家族からの発達や躰に対する相談を受け、園では対応に限界を感じる事例のとき
- ・気になる子、障害のある子に対する保育の手立て（支援方法）具体的にうかがう
- ・気になる子への対応の仕方や援助の方法を具体的に教えて頂いています。（気になる子の姿を見てもらって助言をしてもらっています。）
- ・養護学校が月1で、午前中は観察見学、午後は検討会を、各クラス順に行っている。市の通園センター、民間のデイサービス、療育センター、小児科とも連携し、発達に関して、

環境に関して、個々の子どもに特に必要な配慮について等、アドバイスを受けている。

- ・子育てや子どもの発達に関する保護者からの悩み相談
- 集団性を重要視した保育を進めて良いか、個別配慮が必要であるか。
- ・その子に合った対応の仕方がわからない時・保護者の了承を得て、発達検査を行ってもらい、その結果を保護者にも、園としても教えてもらい、援助の仕方を考える機会にする。

保護者や家庭の状況に関すること（7）

- ・保護者の対応方法
- ・育児不安等が見られた場合
- ・病気の両親に対する子育て支援
- ・保護者の養育力に不安を感じた時（精神疾患の為）
- ・親の子どもに対する見方が保育園での子どもの状況と大きな隔りがある時
- ・生活保護等公的支援が必要となるケース
- ・民生委員、ケースワーカー等と連携をとって家庭支援をする際の保育所の役割について

虐待の疑い（5）

- ・虐待のありそうな子の相談
- ・虐待等が疑われる時
- ・虐待の疑いがある。
- ・ネグレクト等虐待が想定されるケース
- ・ネグレクトや児童虐待等がありそうな時

その他（2）

- ・保育園や保育士の助言、指導、相談等では、解決 or 改善が難しい時
- ・アレルギー児を含め専門的な学習

※（ ）内の数字は回答数である。

4. 保育所におけるソーシャルワーク機能

保育所で果たしているソーシャルワーク機能についてたずねた。ソーシャルワーク機能については日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会（1998）¹及び松岡ら（2008）²を参考とし、仲介機能、調停機能、代弁機能、連携機能、処遇機能、治療機能、教育機能、保護機能、組織機能、ケースマネージャ機能、社会変革機能について、保育所がそれぞれその機能を果たしていると思う場合には「a」、果たしていないと思う場合には「b」、わからない場合には「c」を記入してもらった。a、b、c以外の記入もあったが、○はaとして算入した。それ以外の記載および無回答はその他として表にまとめた。ただし、すべての項目について無回答の調査票（1施設）は分析対象から除いた。

¹日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会（1998）「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」『社会福祉実践理論研究』第7号、pp.69-90

²松岡是伸、小山菜生子「ソーシャルワークの機能と役割に関する一考察—児童養護施設の実践事例をもとにして—」『名寄市立大学紀要』第2巻、pp.29-39

「連携機能」、「教育機能」、「仲介機能」、「保護機能」について 10 施設（52%）以上の保育所がその機能を保育所で果たしていると自覚していた。一方 b、c を合わせて 10 施設（50%）を越えていたのは、「治療機能」、「組織機能」、「社会変革機能」、「調停機能」、「ケースマネージャ機能」であった。

図表 4. 保育所で果たしているソーシャルワーク機能

	A	B	c	その他	合計
仲介機能	12 63.2%	2 10.5%	3 15.8%	2 10.5%	19 100.0%
調停機能	3 15.8%	6 31.6%	7 36.8%	3 15.8%	19 100.0%
代弁機能	9 47.4%	3 15.8%	4 21.1%	3 15.8%	19 100.0%
連携機能	17 89.5%	0 0.0%	1 5.3%	1 5.3%	19 100.0%
処遇機能	8 42.1%	4 21.1%	4 21.1%	3 15.8%	19 100.0%
治療機能	1 5.3%	9 47.4%	6 31.6%	3 15.8%	19 100.0%
教育機能	16 84.2%	0 0.0%	1 5.3%	2 10.5%	19 100.0%
保護機能	10 52.6%	3 15.8%	3 15.8%	3 15.8%	19 100.0%
組織機能	1 5.3%	6 31.6%	8 42.1%	4 21.1%	19 100.0%
ケースマネージャ機能	2 10.5%	4 21.1%	8 42.1%	5 26.3%	19 100.0%
社会変革機能	2 10.5%	5 26.3%	9 47.4%	3 15.8%	19 100.0%

5. 保育所がソーシャルワーク機能を果たすためのサポート

保育所がより一層ソーシャルワーク機能を果たす必要があるかたずねた。「思う」を選択したのは 14 施設（70%）で「思わない」を選択したのは 3 施設（15%）、無回答 2 施設（10%）、「わからない」と記載していたのは 1 施設（5%）であった。

上記設問について必要性があると「思う」と回答した施設に、ソーシャルワーク機能を果たすために必要なサポートについてたずねた（自由記述）。「思う」と回答した 14 施設から 20 の意見が得られた。記載内容は、人的配置・待遇（8）、他の機関との連携強化（5）、保護者への相談や支援方法（3）、支援環境の改善（2）、研修（1）、その他（1）であった。また、「思わない」、「わからない」と回答した施設でも意見の記載があった。記述内容は以下の通りである（図表 5）。

図表 5. 必要なサポート

人的配置・待遇（8）

- ・病児の受け入れや看護師の配置
- ・機能を発揮するための人的、物理的保障
- ・人手の保障
- ・人、お金、専門知識と経験。お金については、パート等で雇うのではなく、職員としてのお金
- ・保育士の専門性に足る待遇の改善
- ・子育て等に関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士のソーシャルワーク機能を果たす機会が増えてきた。しかし、保育士はその専門職ではないので、適切な機能を果たすべき態度や知識、技術等を養成する時間や保育と平行して行えるだけの職員数が足りない。保育所のソーシャルワークの機能を求めるならば国からの人材や補助金などの援助がほしい。
- ・保育に特化してのソーシャルワークとしても、問題が多岐にわたるため、保育所単独では困難。また、保育士にそのスキルを求めることにも養成過程や現場の業務・保育士定数を考えると困難。養成過程で更にスキルをあげることは容易ではないので、専門職の配置が必要（無理だと思うが）。公的支援窓口の設置と機動的な人的支援。
- ・クラス担任を持っていて、更に保護者への対応の回数や密度が増していると思う。園長や他職員からのアドバイス、連携でもやりきれない状況になってきていると思います。ソーシャルワークといわれると専門家が日常的に関われる（配置）ような体制が必要ではないでしょうか。

他の機関との連携強化（５）

- ・家庭の状況をより深く理解し、市との連携を密にしていくこと。
- ・より専門的で必要に応じて機能が可能なネットワーク
- ・保育園を中心とした連携の組織を作り、専門の機関で課題をしっかりと受け止めて実行すること。
- ・他機関等の連絡、調整がスムーズになるようなつながりを作っていく。お互いの情報交換をどうすると良いのか、立場が異なると、意見の差もある。
- ・家族を含めて支援が必要な場合は、関係機関とのつながりが必要だと思うので、もう少し整備してほしい。

保護者への相談や支援方法（３）

- ・育児に対する心配相談、生活支援
- ・保護者とのコミュニケーションをとる機会を多く持つ必要がある。
- ・父母の同意をもとに支援の必要な父母の対応を知る。

支援環境の改善（２）

- ・未就園児の保護者にも気軽に立ち寄ってもらえるような環境づくり、情報発信。場所を開放することにより、保育者と保護者、また保護者同士がコミュニケーションをはかること。

・支援も様々なことがあるので時間外や深夜等ができるしくみ（休日等関係なく、DV や虐待等是对応できるように）

研修（１）

・研修の機会増

その他（１）

・思いますが、その権限がないように思います。また、その社会的認知もないように思います。

「思わない」と回答した施設の意見（１）

・一部思うところもあるが思わない事の方が多くなった。より一層ソーシャルワーク機能を果たすことが本当の子どもの幸福、親子関係の幸福につながるのかどうか、疑問に思うことも多い。

家族とはどうあるべきなのか、親が働くことを支援することだけがソーシャルワークなのか……。今の育児支援という名で行われる事業が日本の親子関係、家族の関係をだめになっている気がする。「労働」と「家族」について根本から見直すべきではないかと思う。

「わからない」と回答した施設の意見（１）

・ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術が不十分なので、何が必要なサポートになるのかわかりません。

※（ ）内の数字は回答数である。

6. その他

最後に保護者支援について意見や感想について自由記述欄を設けた。10施設から意見が寄せられた。記述内容については、以下の通りである（図表6）。

図表6. 自由記述

・保育所保育指針の内容が機能できるための○行政、専門機関との連携の強化、○国の政策として現行保育制度の拡充、○子ども子育て新システムの導入反対

・保育所のなすべき事、できる事は元々多岐に渡るが、国の指針で仕事内容としては、はっきり多くなった。保育所が十分に機能することで子育ての幸福度も出生率も上がっているが、そのためには、人手の保障、研修の機会増、保育士の専門性に足る待遇の改善は絶対必要である。

・子育てに関する知識が身内より受ける機会が少ない現在、保育所が果たす役割は大きいですが、職員の育成という点で若い職員が育ちにくい環境になっている。まず保育士の働く環境も整備し、若い人が根付ける職場にしてほしい。

・家族、地域、学校と、人との関わりが薄くなっていると思うことも多くあり、養成校を卒業して保育者となる新人たちに指導していくのは困難を感じているので、専門的な知識を身に付ける為の研修等がもっと必要と思う。

- ・保護者と寄り添い、支援できればと思いますが、人と人なので、すべてがうまくいくわけではありません。職員には、まずは受け止め、受け入れからと話をしています。こちら側の話を聞いてもらいたいのなら、受け入れ、お互いに歩み寄り、そして、信頼できて、と進めていかなければ支援は難しいです。
- ・役所的な考えでは本格的な支援にはなりません。
- ・あまりにも色々なことを求められすぎているケガをしないで帰すだけで精一杯になりつつある。職員は精神的にも肉体的にもぎりぎりのところで保育している。保育士のなり手が少なく、資質まで求められない状況は辛く、苦しい。
- ・今は個人情報関係で、園でできることが限られていますが、社会全体で見守りのルールを決め、支援を深められると良いなと思います。今のままでは、子ども、父母の方と毎日接している私たちの意見があまり反映できず、支援が手遅れやそのまま目をつぶるしかない状況が多すぎます。
- ・保護者支援でなく「子育て支援」ではないかと……。 (保護者支援は) →働かせ支援の気がする。休日や病児や夜間保育、長時間保育をすることが本当に必要なのか？本当の育児支援とは？……。必要なことがなされていない。働かせる側の都合（休まず、長く、苦情を言わず）が優先しているのでは……。
- ・第一義的に誰のための支援なのか考える必要があるように思われる。保護者のためなのか、児童のためなのか、保護者のための支援が必ずしも児童の幸福につながらないこともあるのでは……。

D. 考察

1. 保育所における保護者支援の業務

(1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

保育士は保護者との日常的なコミュニケーションを図ることが保護者支援だと意識していることがわかった。連絡帳、送迎時、個別面談、懇談会、クラスだより等、様々な機会を捉えて、保護者とコミュニケーションを図っている。その目的はいくつ挙げられていた。

一つには、保育所での子どもの様子を伝えることや、保育内容等を知らせることであった。「子どもの愛らしさや成長の喜びを共感する」ことや子どもの成長の「見通し」を示すことが目的であり、子どもを対象とする保育士の専門領域であるといえる。

もう一つの目的として、保育士と保護者の信頼関係を築くことをであった。「日々のコミュニケーションを図り、その延長での育児相談」との回答があるように、保護者と日常的にコミュニケーションを図ることによって、信頼関係を築き、後述する支援の一つである相談しやすい環境づくりを意識していることがうかがえる。

また、保護者に対し日常の保育や行事等に参加することを促すことが保護者支援だと意識していた。保育参加には、「子どもの理解」、「保育士の理解」、「他の子どもの保護者の理解」という効果が期待されているのではないかと考える。

「子どもの理解」とは、保護者が保育場面での子どもの様子を見ることにより、家庭での子どもの姿と違う保育所での子どもの姿を見ることができ、より深い子どもの理解へと

つながることである。また、他児との比較することで、子どもの成長や発達が一様でないという子ども理解へとつながることを意味する。「保育士の理解」とは、保護者が保育体験や保育参観を通して、子どもと関わる保育士の姿から、子どもとの関わり方を学び取ることができることや保育士が日頃どのような思いや願いをもって保育をしているかという保育士の理解へとつながることを意味する。そして、「他の子どもの保護者の理解」とは、同じ世代の子どもを持つ親の悩みを共有し、セルフヘルプグループのような仲間を作ること、保護者同士の理解へとつながることを意味している。「保護者たちが継続する子育て仲間としてつながりを持つ」ことや「子育てを中心とした人の関わり合いを支援すること」など、保護者同士の交流の機会をつくるということが意識されていた。

もう一つの入所する子どもの保護者に対する支援は、相談を受けることだということが意識されていた。相談内容は発達、食事（離乳食・アレルギー等）、子育て（躰）、家庭内の事情に関するものが挙げられた。発達に問題を抱える子どもに関しては、早期発見し、他機関へつなげるなど、保育所のみで解決するのではなく、他機関との連携を図っていることがわかった。また、解決に導くための相談だけではなく、「話をじっくり聞いてあげる」、「保護者をそのまま受け止める」など、傾聴や保護者の受容が行われていた。

また、「洗濯その他を園で行う」や「迎えに来られない時に送り届ける」などの家庭の事情によって施設の本来業務以外のことについても行われていた。

（２）地域における子育て支援

保育所は地域の社会資源として施設の機能を広く提供することが求められている。児童福祉法第 48 条の 3 には「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」とあり、保育所保育指針でも第 6 章の「保護者に対する支援」の中に「地域における子育て支援」が明記されていることから地域の子育て家庭への支援が保育所の大切な業務であるとされている。

調査結果からも、保育所の施設内にとどまらず、地域に出て子育て家庭への支援を行っている現状がうかがえる。アウトリーチの機能である。特に調査対象となった地域は民間保育所が組織している団体で「あそびの広場」を開催し、積極的に地域に出向いた支援を行っていた。「自ら参加してこない保護者にも情報を届け」ている保育所も 1 施設（地域子育て支援拠点事業実施施設）あった。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は年々増加し、深刻な問題であるが、虐待防止には子育て家庭を孤立させないことが重要である。地域の関係機関が、いかに子育てサービスを利用しない（できない）家庭へアプローチしていくかが課題である。

また、要保護児童への対応することや、民生児童委員や地域団体と情報交換をしていることから、地域の要保護児童に対し、地域の関係機関や団体との連携し、支援にあっていることがわかった。

２．保護者支援における困難事例とスーパービジョン、コンサルタントについて

保護者支援における困難事例は、①保護者の養育能力や養育態度による支援の困難さ、②保護者の訴えによる支援の困難さ、③家庭の状況から生じる支援の困難さ、④支援体制を原因とする支援の困難さの四つに内容が分類できた。

多くの施設では施設長（16施設）や主任保育士（15施設）からスーパーバイザーとなり、問題解決に向けて取り組んでいることがわかった。また、①子どもの発達や障害とその援助方法に関する内容、②家族や保護者の状況に関する内容、③虐待に関する内容について施設外の専門職からのコンサルタントを受けている（16施設）ことがわかった。組織内外に助言を受けるシステムがあることが示唆される。

年々保育所での障害児の受け入れ箇所数、人数共に増加しており、本調査でも助言を求める内容については、子どもの発達や障害とその援助方法に関する内容がもっとも多かった。障害児の受け入れと同時に、各保育所は他の専門機関から助言を受けながら、保育を行っていることがうかがえる。一方で障害児保育を実施事業として行っていない保育所においても他の機関・専門職に障害等に関する助言を受けるとしており、受け入れ体制のない施設にも、「気になる子」や「より配慮が必要な子ども」が入所しており、保育士はその対応について困難に感じていることがうかがえる。

次に多かった内容は家族や保護者の状況に関する内容であった。「2. 保護者支援における困難事例」に関連する内容であろう。しかし、実際に記載されている数は困難事例に比べて少ない。その理由は、他の機関・専門職からコンサルタントを受けるシステムについて内容が限られているからではないだろうか。前述したように、子どもの発達や障害に関する内容については、具体的な専門機関・専門職が記載され、実際にそれら機関・専門職と連携し、支援にあたっていることが推測される。しかし、保護者や家庭の状況に関する内容については、困難だとの意識はあるが、他の機関・専門職にはコンサルタントを受けていない。したがって、多くの保育所では保護者や家庭の状況に関することについて、困難だとは意識しているが、その対応は、一部保育所では行われているが、他の機関・専門職に頼ることは少なく、保育所内で対応していることがうかがえる。

3. 保育所におけるソーシャルワーク機能

保育所で果たしていると自覚しているソーシャルワーク機能は連携機能（89.5%）、教育機能（84.2%）、仲介機能（63.2%）、保護機能（52.6%）と5つの機能が挙げられた。

「連携機能」について意識が高かったことから、保育所は日常的に関係機関や地域の社会資源との連携を意識しながら保育しているといえるだろう。それは、前述した他の機関・専門職からのコンサルタントを受けている施設が多かったことから「連携機能」を意識していることがうかがえる。

「教育機能」が意識されているのは、多くの保育士養成校では保育士資格と同時に幼稚園教諭免許を取得することができるため、保育士の内、幼稚園教諭の免許を併有している者が多く、福祉職であると同時に教育職であると自覚している者が多いからではないだろうか。また、2008（平成20）年児童福祉施設最低基準の改正および、それに伴う保育所保育指針が改定された。その中で養護及び教育を一体的に行うことが保育所保育の特性だと強調されている。そのため、保育士は教育機能を意識して保育を行っているといえよう。

次に「仲介機能」が高く意識されていた。「相談内容によっては専門機関つなげている」という回答や保護者の交流を意識して行事への参加を促すなどの回答から、「仲介機能」を意識して保育していることがうかがえる。

「保護機能」の意識も高かった。保育所は0歳の乳児から預かり、保護者に代わり、保育を実施している。そのため、「保護機能」が意識されているといえよう。

4. 保育所がソーシャルワーク機能を果たすためのサポート

多くの保育所（14施設）でより一層ソーシャルワーク機能を果たす必要があるという回答を得た。人を増やすことや、補助金の増額、研修の機会を増やすなどの意見が挙げられた。中には、保育士がソーシャルワークに関し、専門職ではないとする意見や、研修など短期間の養成ではスキルの体得が難しく、専門職の配置を求める意見が出された。また、他の機関との連携の強化を訴える意見も多く見られた。

ソーシャルワーク機能をより一層果たす必要性について「思わない」、「わからない」と回答した保育所の意見では、「親が働くことを支援することだけがソーシャルワークなのか」とする意見やソーシャルワークの知識が不十分のなで、わからないという意見が挙げられた。

E. 結論

本調査では、保育所で意識されているソーシャルワーク機能や保護者支援における困難事例に対するシステムに着目して、保育所における保護者支援の実態を明らかにすることである。また、そこから、課題を見出し、今後の保護者支援のあり方を検討することを目的とした。

保育所で意識されているソーシャルワーク機能は「連携機能」、「教育機能」、「仲介機能」、「保護機能」であることがわかった。

保育所保育指針解説書では「子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要となります」と記載されているが、果たすべきソーシャルワーク機能については述べられていない。また、ソーシャルワーク機能とは何か定義もされていない。その状況において、保育所で意識されているソーシャルワーク機能を示すことができたことは意義あるといえよう。しかし、果たしているソーシャルワーク機能を問う設問では、わからない（c）の選択や無回答が少なくない。また、回答の中には、子どもを対象とするものが保育で、保護者を対象とするものがソーシャルワークであるような記述も見られた。また、現状での保育業務だけでも精一杯であることや、保護者の支援と子どもの支援との狭間で悩んでいることも回答の記述には見られた。ソーシャルワークを行う専門職ではないという意識はあり、専門職の配置を求める回答も見られた。子どものニーズと保護者のニーズは常に同じではなく、それを同時に対応することは困難である。改めて、保育所において果たすべきソーシャルワーク機能とは何か、誰が果たす必要があるのかを検討することが必要であろう。

保護者支援における困難事例は、①保護者の養育能力や養育態度による支援の困難さ、②保護者の訴えによる支援の困難さ、③家庭の状況から生じる支援の困難さ、④支援体制を原因とする支援の困難さに内容を分類することができた。

保育所におけるスーパービジョンやコンサルタントを受ける機会については、それぞれ設けられており、施設長・副施設長や主任保育士からスーパービジョンを受け、対応していることが示唆された。また、他の機関・専門職からのコンサルタントを受ける機会が、様々な機関・専門職との連携していることがうかがえたが、対応が困難な内容すべて受けているわけではないことが示唆された。

保護者支援における困難事例の回答から、保育士は多様な内容に対応を迫られていることがわかる。保育所は本来、保育に欠ける児童の保育を実施するところであり、入所する児童の家庭の補完が目的とされていたが、現在は核家族化による、育児不安や虐待等、子育て家庭の孤立を防ぐためにも、地域の子育て支援が期待されている。児童福祉法第 48 条の 3 に「地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」とされている。保育所保育指針でも子育て支援は協調されるようになった。養成課程においても「家族支援論」や「相談援助」、「保育相談支援」が開設されることとなった。しかし、新たな役割を担える人材の養成として十分な内容や期間なのかについて議論されたのかは疑問である。保育所の機能の拡大＝保育士の役割増加とするのは安易ではないだろうか。

保育所に保護者支援を行うよう求められたが、その支援内容については手探り、対応も不十分にしかできず、保護者のニーズと子どものふさわしい生活を確保する事の狭間で保育士はジレンマを抱えながら保育しているといえよう。保育所に次々と役割を継ぎ足していくのではなく、地域の関係機関がネットワークを構築し、子どもや家庭の問題に対応できるようなシステム作りを検討する必要があるだろう。

2 保育経営実態調査票案作成に向けてのフォーカスグループインタビュー調査研究

A. 研究目的

平成 24 年度に保育の経営実態調査を行う厚生労働省の見通しにそって、介護事業経営実態調査をどのように変えれば、保育用になるのかについて、保育所経営者等から意見を聞き、本研究において来年度初めには保育経営実態調査案を作成することが必要となった。

そこで本フォーカスグループ調査では、介護保険と保育の経営上の相違を明確し、保育の特質をふまえた介護事業経営実態調査にするために、調査票の項目についての意見を抽出することを第一義的目的とし、それに付随して派生する保育報酬（仮）等への施設長からの要望等を明らかにすることを第二義的目的とした。

B. 研究方法

フォーカスグループインタビューは下記の通り、2回実施した。

倫理的配慮として、なお、本調査は東洋大学福祉社会デザイン研究科研究等倫理委員会の承認を得て実施した。また、発言には個人を特定しない形で録音を取ること等を対象者に口頭で説明し、了解を得た。

(1) 第1回フォーカスグループ

日時：平成 24 年 1 月 6 日(金) 13:00～16:00

場所：東京八重洲倶楽部

参加者：保育所施設長	11 人
研究者・研究協力者	4 人
厚生労働省	2 人

(2) 第2回フォーカスグループ

日時：平成 24 年 2 月 19 日(日) 13:30～16:30

場所：新宿ワシントンホテル「高尾」

参加者：保育所施設長	6 人
研究者・研究協力者等	3 人
厚生労働省	1 人

C. 研究結果

(1) 分析の方法

- ①インタビューを録音し、逐語録を作成
- ②逐語録の中から、調査票に関する内容およびこれからの課題・要望に関する内容を抽出
- ③抽出した内容を要約化し、内容により質的に整理

(2) 分析の結果

上記の整理を行った結果、大きく4つのカテゴリーに収束した。また、それぞれの下位にコードが整理された。以下に詳細を述べる。

表1 カテゴリー一覧

カテゴリー	下位コード
I 調査区分	i 時期区分
	ii 費用区分
	iii 事業区分
II 運営	i 運営主体
	ii 運営形態
	iii 建物
	iv 収入
	v 定員
	vi 開所時間
III 保育度	i 加配の必要
	ii 保護者支援
	iii アレルギー食
IV その他	i 調査項目その他
	ii 要望その他

I 調査区分について（表2）

i 時期区分

調査を行う時期区分に関しては、年次でデータを収集すべきという意見と月次で収集すべきという意見が挙げられた。必要とするデータに対して検討した結果、基本的な数値は年次で収集し、定員と利用実数は月次で収集する案にまとめられた。

ii 費用区分

調査する費用区分に関して、社会福祉法人の費用区分を基本にしつつ、加減算を見据えて早急に検討することとなった。

iii 事業区分

事業区分に関しては、自主事業を調査対象にすべきかどうかという意見が寄せられた。自主事業は、保育所運営においては重要な位置を占めていることから、調査で明らかにすべきであるという意見となった。

表2 調査区分カテゴリーの詳細

	第1回 FGI		第2回 FGI	
	【調査項目について】	【課題・要望】	【調査項目について】	【課題・要望】
調査時期区分	加減算のためには月当たりの利用人数が必要 年度単位でなら、データは出せる	月次しかとれない場合もある	月の初日の人数を入れて、最後に合計して年次という形で 月次は、運営費の請求で出すため、一覧表などは簡単にできる	月によって利用人数のバラつきがある 月単位だと4月は定員が少なく大赤字、3月は定員オーバーして黒字。そこで最後につじつまを合わせることになる
			月次のデータを出しても、合計して年次でもデータにする	事務的な作業がきちんとできるシステムを組んでいる園でない と、回答困難
			原則年次で、定員と実利用者数だけは月次で必ずとる	
			月ごとの実利用者数と会計との関係は、また別調査でとるか どうかを検討する	
費用区分	費用区分の明確化必要	新会計基準と旧会計基準のすり合わせをする必要がある。今年度の決算なので、旧でデータをとるしかない	会福祉法人の基準の科目は企業会計の科目と乖離している話ではない。社会福祉法人の基準の科目で出したほうが良い	
	加減算の分析を踏まえて必要なデータは何か		会計基準については、今後の検討として早急に検討	
	利用料、運営費、経常経費、補助金、寄付金、雑収入、寄付金という項目か			
	要はどのような会計基準なり会計の勘定科目で書いてもらうか			
	介護と違い保育は半分は公立。人件費の補助を行政が行っており、一緒に実態調査をしてよいのか			
	全種別の保育所を対象にするのであれば、公立を外した形で、全国の民間の社福法人の事業の比較を行った方がよいのではないか			
	営利法人の保育所の会計基準をどうするか			
	株式会社はどこかで利益を抜いている。それが見えてこない可能性がある。社会福祉法人はガラス張りなので、その辺に差がでるのではないのか			
	保育所が全国で2万か所程度であり、株式会社は200とすると、1%。誤差の範囲か			
事業区分	損益を知るために、事業の重複、職員の重複、建物の共用を区分して調査をしなければならぬ。保育の場合は保育以外に同じ敷地内で、一時保育、支援センター、学童	夜間保育をやって、さらに土日祝日とか休日ともいう話になってくると、職員が集まらない。既婚者は無理という状態。相加成算しないと働いていただけない。	一時保育、学童に関してはきちんと数字を挙げなければならぬ。赤字になる事業である	延長保育をていない市町村が相当数ある。国のほうは制度をつくってお金を用意しているのに、市町村で出していない。本来もらえるお金をもらえずに、保育所運営をしているところがある
	保育本体に溶け込んでいて、区分が必要なのは、一時と学童と契約と休日夜間と病児、病後児と子育て拠点。この費用を原価計算をどう引きはがせるか	病児保育に関しては保育所から外しておいてほしい。病児保育は医療の領域、夜間保育所株式会社の領域。病児保育は90何%赤字である。保育所単体では無理。		自主事業というのは法律的な用語で、市町村事業なのか、法人自体が自主的に行う事業なのか
	自主事業(一時保育、放課後児童クラブ)を項目として入れるか			人数が少なく自治体がお金を出さないとやっているから、涙をこらえて自主的に1時間あけていこうという話を聞く
	私的契約利用料収入も分ける必要がある。一時保育は一時保育収入で、延長保育は延長保育の収入で分ける。それぞれ単独事業での補助事業なので、収支を事業報告で出す。市町村に実績報告をする段階でデータはとれる			一歩間違えると、この話を聞いていると、いろんなものを無視して報酬をつくってしまうこともできる
	夜間保育単独園と、日中は認可園としてやっていて、夜間保育所でダブル認可を取っている			自主事業は、一時保育そのもの。自由単価なので。延長保育もそうだが、補助金さえもらっ

	ような園は分けて考えないと難しい		ていない
--	------------------	--	------

II 運営について（表3）

i 運営主体

運営主体について、さまざまな運営主体があることから、同一に調査できるかどうかという意見が寄せられた。運営主体ごとの調査票を作成することは困難であることから、社会福祉法人を基本とする方針にまとめられた。

ii 運営形態

運営形態について、一法人一施設を運営している場合、複数の自治体にまたがり施設運営している場合では、経営状況が異なるという意見が出された。今回の調査では、施設ごとの状況を明らかにする目的であるため、この点については問題がないという方向でまとめられた。

iii 建物

施設の建物について、賃借である場合を考慮すべきという意見が寄せられた。今後の動向を見据え、重要な点であるとして、調査項目とすべきであるとまとめられた。

iv 収入

補助金の実情が、自治体によって異なるという課題も挙げられ、詳細に調査すべきとの方向性が出された。今後の検討が必要である。

v 定員

定員超過が常態化している現状を的確に把握するため、定員数のみではなく、月ごとの実人数と年齢を調査する必要性がまとめられた。

vi 開所時間

開所時間についても、自治体および保育所間で差があり、あいまいな部分があると指摘された。開所時間と、延長保育の時間を切り分ける必要があるとされた。また、週に何日間開所しているかもあわせて調査する方向となった。

表3 運営カテゴリーの詳細

	第1回 FGI		第2回 FGI	
	【調査項目について】	【課題・要望】	【調査項目について】	【課題・要望】
運営主体	公立、民間、指定管理等、母体の形態が異なる場合の違いをどう整理するか		何種類もの調査票を送るわけにいかない	学校法人、株式会社等の設置主体の会計取り扱いについては、資金収支分析表の提出をもってかえることができる。資金収支分析表だと運営費の中身しか分からない。補助金収入等が除かれた書式になった
	公立、公的、直営、指定管理、社会福祉法人、株式会社で会計処理がどれくらい違うか、違う場合にどのように比較するのか		株式会社が社会福祉法人に合わせて書く	
	介護と違い保育は半分は公立。人件費の補助を行政が行っており、一緒に実態調査をしてよいのか			
	全種別の保育所を対象にする			

	<p>のであれば、公立を外した形で、全国の民間の社福法人の事業の比較を行った方がよいのではないか</p> <p>営利法人の保育所の会計基準をどうするか</p> <p>株式会社はどこかで利益を抜いている。それが見えてこない可能性がある。社会福祉法人はガラス張りなので、その辺に差がでるのではないか</p> <p>保育所が全国で2万か所程度であり、株式会社は200とすると、1%。誤差の範囲か</p>			
運営形態	<p>一法人一施設を運営している保育所の経営実態調査必要</p> <p>複数自治体で施設運営している場合、エリア別、拠点別会計区分のあり方、行政監査等のかかり方で、資金の流動性の大きな違いがある</p> <p>従来の形態と違う保育所に対しては、どのような調査票にすべきか</p> <p>様々な保育対象を入れる場合、無作為抽出で有効回答率が担保できるか</p>		<p>個々の施設の経営状況を見るのであって、個々の施設の実態だけ出てくれば良い</p> <p>本当にこれは一括での調査でよいのか。もっと細かい区分で、この区分でどれぐらいの抽出をして、この区分でこれぐらいの抽出をしてという、抽出の母体自体を細かく分けられないのでは</p>	<p>一法人で複数の違う都道府県で施設を持っていると問題なのは、労務管理費。要するに各事業所の社会保険料は、一法人一施設の場合はそれぞれ単位ごとに会計処理され、単位ごとに支払いがあるが、幾つかの都道府県をまたいでいると、本部という機能の中で労務を集約している。労務費というのがその一施設の会計上では出てこない可能性がある</p>
建物	<p>公立ならば公立に書ける調査、社会福祉法人なら社会福祉法人で書ける調査、民間ならば民間に書ける調査があるという考え方である。そのときにハードの費用はとても計算しにくいので、面積とか幾らで建てたとかいつ建てたということを知ることになるのではないか</p>	<p>建築基準は、自治体によって、あるいはそのときの担当者によって異なる</p>	<p>割合はあったほうが良い。金額で聞けば、すぐに出てくる</p>	<p>都市部においての経営としての自主事業をやっているからこそこの賃料が払える</p>
	<p>認可の中でも賃借認可、補助金がどれだけ入っているか。賃料が収入に占める割合はどれだけかをとることも必要</p>	<p>固定費に占める賃料が20%を超えともう無理。10~15%以内であればよいのではないか。これから保育に直接契約が入ってくると、これが逆転し、結構経営に及ぼす影響はあると思う</p>	<p>賃借料の項目の中に、建物・土地の賃借料とは別で、駐車場の賃借料もある。本当に聞きたいのは、主たる目的とした事業を行うための土地・建物</p>	
	<p>賃借で保育所を運営している場合の補助金の項目をどう設定するか</p>	<p>家賃の確保は自主事業。自主事業とは、一時保育。これは補助金はもらわない自主事業。放課後児童クラブも通常の児童の制度に乗らない自主事業としてやっている。保育の延長線上にある必要なサービスの付加価値として自主事業。自主事業の仕組みが経営実態でもあらわせば、賃借認可であっても、経営をすることで隘路があるという、経営の1つの方向性を見いだすことができる</p>	<p>基本財産に入っている賃借にしている場合、金額をここに再掲してくださいという欄をつくっておく</p>	
	<p>賃借認可園を対象とする場合は、補助金の割合、賃借料が収入に占める割合を項目に入れる</p>			
	<p>認可園の場合、賃借認可と減価償却を伴ういわゆる補助金がどれだけ入っているか</p>			
	<p>建物が単体で建てている保育所とテナント方式で入っている保育所とそれの償却の仕方、そこに資金投下をしている付加価値</p>			
	<p>建物は地方公共団体の無償貸与の事も多い。法人所有なのか、貸与なのか問う必要がある</p>			
	<p>貸与であれば有料か無料なのか、有料の場合いくらなのかを聞く必要がある</p>			
	<p>きちんと賃借料を聞くということは重要である</p>			
	<p>保育では賃借がある程度あり、今後も増えていくことを想定すると、賃借料は都会ほど高く、それを反映した報酬を要求しなければならぬ</p>			

	賃借料補助に対し、どれくらい公費が入っているかということ を国、地方公共団体別に項目として聞かなければならない			
収入	準認可の認証、利用料をどう扱うか。認可の中で利用料をどのように収入として得ているのか	全国一律のような報酬単価にするとうなるのか	補助金のとり方については、厚労省がどのように項目を立てていくかを任せする	収入の問題。補助金の部分はきちんと出しておくべき。収入面のところをかなり細かく明らかにする必要がある
	補助金以外の収入をどう調査するかが重要	補助金収入の状況から何が分かるのか	報酬に反映されるよう、補助金を聞かなければならない	2つの市町村で、延長保育の補助金の額が違う
	市町村の補助金の状況等、各種補助金について項目に入れる	市町村の単独の補助金の差も大きい		交付金として出ているので切り分けがつかず、利用者負担や減免額との見合いになっており、国からのお金か市町村のお金かが、不明確
	単市の補助とか単県の補助の状況を項目に入れる	各々やり方が違うので、どこまでが国のお金で、どこまでが市のお金かというのが混在していて、分け切れない		基本的には全部市町村事業になっているか、もしくは市町村の交付金事業になっているので、国が決めた基準額どおりに入ってきている補助金というのは、今はほとんどない
	一時保育としてもらっている補助金額を項目に入れる	税制のテーマを洗い出して検討するということを行った方がよい。大きな問題である		補助金収入で経営がやっと成り立っている
	保育所の稼働率コントロール状況は項目として入れることが可能か。稼働率としてとることは可能か	税金に関して、例えば補助金が入っているものは税金は払わないというルールを決めてもらわないと困る 年度末決算と中間決算では数字が違う。補助金が最後に入ってくるまでは、赤字である。補助金で成り立っているという状況がある 現在行っているものがどれだけ報酬としてもらえるのかが重要。現在は無いが、必要だということも、参考までに意見としてとればよいのではないか		
定員	20%、25%の定員超過が当たり前。定員単価の状況が正確にとれるか	定員に対しての割り増し率の差異があることが問題	定員を超えて子供たちを受け入れるという経営的な積極姿勢が、調査の中でどう反映されるか	年齢構成が違うと、子供が1人ふえた、1人減ったで、施設側のコストも収入額も大きく変わってしまう
	定員ではなく、述べ利用者数という考え方で数字をとることも考えられる。	定員を上げれば単価が下がるし、過疎地ではどんなにがんばっても人数は増えないということもあり、今はスケールメリットが生かせない	調査としては、定員と実人員数を問う。実際の年齢とその人数を出す	
開所時間	開園時間や休日の開園形態を調査項目に入れる	年間の営業日数に差異があるということが問題	朝延長の場合には幾らで、夕方延長の場合には幾らでというのを聞く	開園時間が11時間びつたりのところと、13時間のところがある。延長の補助金の対象がどうなっているのか
	例えば、開ける時間。その時間に行きたい人は断らないのか等	オープン時間に差異があるということが問題	いつも困るのは、通常保育時間とか、保育時間を書けと書かれていて、どれを書けばいいのかと思うんですよ。	一応11時間×6日間あいているという前提にはなっているけれども、それ以下で運営している施設は全国に相当数ある
	延長保育を項目に入れる	11時間開所。開所から閉めるまで、子どもが詰まっている。過去の台形型の理論は成立しない。だから、今の単価より上げなければおかし 時間延長で預かっているときに、どういうふうな人員を置いておかないといけないかという基準づくりの話になる	開園時間から閉園時間までと、延長保育時間の両方を聞く 何日間開けているかも聞く	山型理論と土曜日の問題を改善して欲しい 11時間あけるのが当たり前で、あけないのなら、10何%減算しますと厳しくするしかない。そうすると、月曜から金曜まで11時間開所というのは当然だと思える 全国的にばらつきがある開所時間を一度整理したい。何時間あくか、一応決まってはいるのですが、そこが全体的に整理できるような形になったらいい